



ほじょ^{けん}犬

ほじょ犬は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする
「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。



盲導犬

目のみえない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。ハーネス（胴輪）をつけています。



聴導犬

耳が聞こえない人、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、ファックスの着信音などを聞き分けます。



介助犬

手や足に障がいがある人の日常生活動作をサポートします。落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。

ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所※で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由だけで受け入れを拒否しないでください。 ※国や地方公共団体などの公共施設、公共交通機関、不特定多数の人が利用する民間商業施設、飲食店、病院、ホテルなど



① 身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

② ほじょ犬のユーザーは、責任をもってほじょ犬の行動を管理し、ほじょ犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

③ ほじょ犬ユーザーがハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は「**仕事**中」です。仕事中は話しかけたり、勝手に触ったりしてはいけません。また、食べ物や水を与えてはいけません。

④ 病院においては、ほじょ犬同伴可能な区域のほか、犬へのアレルギー症状や犬に対して恐怖心のある他の来院患者がいる場合などは、別の部屋で待機していただくことがあるといった受け入れ方法の案内をして、ほじょ犬ユーザーへ情報提供しておくことが求められています。

⑤ 厚生労働省は、冊子「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～」を作成し、各医療機関の実情に応じてほじょ犬の受け入れを進めています。



「障害者福祉のあらし(2025年度版)」

本冊子の使い方

本冊子は、神戸市内にお住まいの障害のある人やその家族が利用できる保健・福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介したものです。

各項目の対象者や申し込み方法などについては、障害の程度や所得により対象者に制限がある場合や介護保険が優先する場合、また、事前の申し込みが必要な場合があります。詳しくは事前に窓口へ問い合わせてください。

この冊子は、2025年4月1日現在の情報を掲載しています。
掲載内容の変更や、受付終了の場合があります。事前にそれぞれの窓口で
ご確認のうえサービスをご利用ください。

※表紙の絵：2024年度「障害者週間のポスター」に選ばれた作品です。

《左》 高橋 結和さん〔神戸市立御影中学校3年生(当時)〕
《右》 長浜 凜さん〔神戸市立中央小学校1年生(当時)〕

神戸市ホームページ

<http://www.city.kobe.lg.jp/a97737/shise/index.html>

もあわせてご覧ください。



目次

障害程度別施策一覧	4	後期高齢者医療制度	18
① 相談・療育・訓練		高齢者定期予防接種	19
● 相談		結核児童療育医療の給付	19
区役所・北須磨支所保健福祉課(福祉事務所・保健センター)	8	こうべ市歯科センター	19
障害者相談支援センター	8	障害者歯科診療対応歯科医院	19
障害者地域生活支援拠点	8	特定医療費(指定難病)公費負担・特定疾患治療研究事業	19
こども家庭センター(児童相談所)	8	小児慢性特定疾病医療費助成事業	19
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	9	在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業	20
障害者更生相談所	9	ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)による介護料の支給	20
精神保健福祉センター	9	④ 手当・年金・貸付	
在宅障害者福祉センター	9	● 手当	
身体障害者相談員・知的障害者相談員	9	特別児童扶養手当	21
民生委員・児童委員	9	障害児福祉手当	21
安心サポートセンター(権利擁護相談)	9	福祉手当(経過措置)	21
神戸市成年後見支援センター	10	特別障害者手当	21
兵庫県立聴覚障害者情報センター	10	重度心身障害者介護手当	21
神戸市立医療センター中央市民病院 総合聴覚センター	10	障害者特別給付金	21
特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会	10	児童扶養手当	22
神戸市発達障害者支援センター(福祉局 障害福祉課内)	11	● 年金	
発達障害者相談窓口	11	国民年金(障害基礎年金)	22
神戸市視覚障害者サポートセンター	11	厚生年金(障害厚生年金等)	23
難病に関する相談窓口	11	特別障害給付金	23
高次脳機能障害相談窓口	11	心身障害者扶養共済制度	23
神戸市障害者虐待防止センター	11	● 貸付	
障害を理由とする差別に関する相談窓口	11	生活福祉資金の貸付	24
障害者ほっとライン、無料法律相談	11	⑤ 障害者総合支援法	
ひょうご障害者スマホ・パソコン相談室	11	障害者総合支援法 主要制度	25
神戸市福祉局監査指導部	12	障害福祉サービス制度のご案内	26
全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)	12	障害福祉サービス等の利用者負担額	28
兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	12	⑥ 在宅福祉サービス等	
兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口	12	● 福祉用具の提供・貸与など	
神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口	12	補装具費の支給(購入・修理・借受け)	30
神戸ひきこもり支援室	12	日常生活用具費の支給	30~34
ひょうご・こうべ依存症対策センター	13	補装具・日常生活用具の利用者月額負担上限額	34
(福)兵庫県視覚障害者福祉協会	13	日常生活用具の給付(小児慢性特定疾病)	34
その他の相談、情報提供	13	小児慢性特定疾病児童向け日常生活用具の給付徴収基準月額	35
神戸市版お悩みハンドブック	13	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	35
● 療育・訓練		福祉機器展示施設	36
総合療育センター	14	補助犬の貸与	36
東部療育センター	14	補助犬の健康管理費支給	36
西部療育センター	14	補助犬の登録および狂犬病予防注射済票交付手数料減免	36
乳幼児親子教室	15	盲人用具購入斡旋	36
感覚運動指導教室	15	● 施設利用	
障害者療育指導	15	自立支援給付によるもの	37
中途失明者日常生活訓練	15	地域活動支援によるもの	38
神戸市視覚障害者サポートセンター	15	地域活動支援センター一覧	38~39
音声機能障害者発声訓練	15	ふれあい浴場事業	39
オストメイト社会参加促進事業	15	重症心身障害者日中活動支援事業	39
機能訓練	15	児童発達支援	39
② 手帳の交付		保育所等訪問支援	39
身体障害者手帳	16	放課後等デイサービス	39
療育手帳	16	保育認定を受けた子どもの保育料等の軽減措置	39
精神障害者保健福祉手帳	16	● 日常生活の支援など	
小児慢性特定疾病児童手帳	16	ホームヘルパー・ガイドヘルパー派遣	40~41
③ 保健・医療の給付		重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援事業	41
保健師による療養相談	17	病院や施設から地域生活への移行に対する支援等	42
訪問歯科診療・口腔ケア事業	17	手話通訳者・要約筆記者の派遣	42
自立支援医療(更生医療)	17	手話通訳者の区役所配置	42
自立支援医療(育成医療)	17	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	42
自立支援医療(精神通院医療)	17	失語症者向け意思疎通支援者の派遣	42
精神入院医療費助成	18	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	43
重度障害者医療費助成・高齢重度障害者医療費助成	18	訪問理美容サービス	43

重度身体障害者訪問入浴サービス	43	市立駐車場・市立駐輪場の割引	62
電話リレーサービス	43	●就 労	
ヨメテル(文字表示電話サービス)	43	職業紹介・職業相談	63
難病患者「登録者証」	44	就労支援	63~64
ひまわり収集	44	●スポーツ	
水道料金等の点字または音声コード付き文書でのお知らせ	44	スポーツ施設	●見 64
スマートこうべ	44	神戸市障害者スポーツ大会等	64
支援制度検索サービス	44	障害者スポーツ教室	●見 65
●安 全		●文化活動	
安心カード	44	図書の郵送貸出サービス	66
安心シート	44	神戸市電子図書館	66
緊急通報システム「ケアライン119」	45	点字図書館等	66
ひょうご防災ネット	45	点字出版物の発行	66
神戸市NET119番通報システム	46	点字図書給付	66
聴覚障がい者等FAX119	46	対面朗読サービス	67
おくる電(でん)(神戸市病院送迎紹介コールセンター)	46	字幕入りビデオライブラリー	67
リアルタイム災害情報(ウーカンテレフォンサービス)	46	視覚障害者用音声パソコン等の利用	67
災害への備え	47	デイジー図書再生機の貸出	67
福祉避難所	47	会議室等の利用	67
●介護保険		各種講座など	68
介護保険によるサービスの利用	47~48	●その他	
●住 宅		選挙(郵便等による不在者投票)	68
市営住宅・県営住宅	49	市会(傍聴・点字版「神戸市会だより」等)	69
グループホーム	49	公共交通機関バリアフリートイレ	69
神戸市グループホーム利用者家賃負担軽減事業	49	⑨ 公共施設等一覧	
すまいに関する相談	50	市税の窓口・出張所・保健所	70
住宅改修助成制度	51	消防署等	70~71
⑦ 税金の減免・免除(減免)、公共料金の割引等		労働行政関係機関	72
●税 金		税務署	72~73
所得税・住民税・相続税の減免	●見 52~53	警察署等	73
個人事業税・自動車税等の減免	54~55	県税事務所	73
●公共料金		日本年金機構 年金事務所	73
NHK放送受信料の減免	55	日本郵便株式会社	74
NTT電話番号案内料無料措置(ふれあい担当)	56	鉄道駅舎	74
携帯電話等使用料等の割引サービス	56	家庭ごみの収集	74
郵便物の割引制度	56	水道に関するお問い合わせ	74
●交通費 ●見		主な公共施設等	75
市営地下鉄・市バス	57	駐車場	76~77
ポートライナー・六甲ライナー	57	駐車場(公園)	78~79
JR・私鉄各社	57	ボランティア情報センター	79
タクシー	57	福祉の店	80
民営バス	58	しあわせの村内施設	80
六甲ケーブル	58	神戸市お問い合わせセンター	80
六甲有馬・摩耶ロープウェイ・摩耶ケーブル	58	発達障害者相談窓口	81
須磨浦ロープウェイ	58	しごとサポート	82
フェリー・定期航路など	58	神戸市立市民福祉スポーツセンター	83
神戸-関空ベイ・シャトル	58	身体障害者相談員障害別人数	84
航空運賃(国内)	58	知的障害者相談員	84
有料道路通行料	58	⑩ 障害者に関するマーク	85~87
⑧ 社会活動への参加		■参考	
●交通機関の利用支援		障害者総合支援法の対象疾病一覧	88~89
福祉乗車証の交付	●見 59	身体障害者障害程度等級表	90~91
タクシー利用券助成	●見 59	さくいん	92~95
自動車燃料費助成	59	神戸ふれあい工房のご案内	96
リフト付福祉バスの利用	●見 59	みんなでつくるバリアフリーマップ	97
自動車改造費助成	60	みんなの人権110番	98
駐車禁止除外指定車標章の交付	60	障害を理由とする差別に関する相談窓口	99
専用場所駐車標章(高齢運転者等標章)の交付	61	障害者相談支援センターのあんない	100~101
自動車運転免許取得費補助	61	●見	
兵庫ゆずりあい駐車場	61	…おおむね18歳未満の人やその家族も対象となる事業	
ノンステップバス・ワンステップバスの運行	61		
スルッとKANSAI 特別割引用ICカード	●見 61		
ヘルプマーク、ヘルプカード	62		

障害程度別施策一覧

対象年齢（児：18歳未満、者：18歳以上） ●は対象 ▲は一部の対象 *は備考参照

		療 育			練							手帳の交付				保健	医 療				
事業名 障害種別等		総合療育センター	東部療育センター	西部療育センター	乳幼児親子教室	感覚運動指導教室	障害者療育指導	中途失明者日常生活訓練	神戸市視覚障害者サポートセンター	音声機能障害者発声訓練	オストメイト社会参加促進事業	機能訓練	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	小児慢性特定疾病児童手帳	保健師による療養相談	更生医療	育成医療	精神通院医療	精神入院医療費助成
	ページ	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	17	17	17	17	18
視 覚 障 害	1	●			●			●	●			●	●				●	●	●		
	2	●			●			●	●			●	●				●	●	●		
	3	●			●			●	●			●	●				●	●	●		
	4	●			●			●	●			●	●				●	●	●		
	5	●			●			●	●			●	●				●	●	●		
	6	●			●			●	●			●	●				●	●	●		
平 聴 衡 覚 機 または 能 障 害	2	●			●							●	●				●	●	●		
	3	●			●							●	●				●	●	●		
	4	●			●							●	●				●	●	●		
	5	●			●							●	●				●	●	●		
	6	●			●							●	●				●	●	●		
	能 音 障 声 害 機	3	●			●				●		●	●				●	●	●		
4	●			●					●		●	●				●	●	●			
肢 体 不 自 由	1	●	●	●	●	●						●	●				●	●	●		
	2	●	●	●	●	●						●	●				●	●	●		
	3	●	●	●	●	●						●	●				●	●	●		
	4	●	●	●	●	●						●	●				●	●	●		
	5	●	●	●	●	●						●	●				●	●	●		
	6	●	●	●	●	●						●	●				●	▲	●		
内 部 障 害	1				●						▲	●	●				●	▲	●		
	2				●							●	●				●	▲	●		
	3				●						▲	●	●				●	▲	●		
	4				●						▲	●	●				●	▲	●		
療 育 手 帳	A	●	●	●	●	●	●							●			●				
	B1	●	●	●	●	●	●							●			●				
	B2	●	●	●	●	●	●							●			●				
精 神 障 害	1	●	●	●												●	●			●	●
	2	●	●	●												●	●			●	●
	3	●	●	●												●	●			●	●
難 病		●											▲			▲	●				
所得制限の有無																		有	有	有	有
対象年齢		児	児	児	児	児	者			者	者		*			*		者	児		
備 考		※手帳要件無	※手帳要件無	※手帳要件無	※手帳要件無	※手帳要件無			※手帳要件無				おおむね3歳以上			20歳未満			※手帳要件無	※手帳要件無	※手帳要件無
介護保険が優先する制度																					

(障害程度以外に所得や年齢の要件、他の施策との調整などの要件がある場合があります。各窓口にお問い合わせください。)

事業名 障害種別等	医療						手当						年金				貸付	福祉器具	
	重度障害者医療費助成	高齢重度障害者医療費助成	後期高齢者医療制度	特定医療費(指定難病) 公費負担・特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾病医療費 助成事業	在宅人工呼吸器使用患者 非常用電源整備事業	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	重度心身障害者介護手当	障害者特別給付金	児童扶養手当	国民年金(障害基礎年金)	厚生年金(共済年金)	特別障害給付金	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付	補装具費の支給 (購入・修理・借受け)	日常生活用具費の支給・給付
ページ	18	18	18	19	19	20	21	21	21	21	21	22	22	23	23	23	24	30	30~35
視覚障害	1	●	●	●			▲	●	▲	▲	▲	▲	●		●	●	▲	●	●
	2	●	●	●			▲	▲	▲	▲	▲	▲	●		●	●	▲	●	●
	3	▲	▲	●			▲		▲		▲	▲	●		●	●	▲	●	●
	4											▲					▲	●	●
	5											▲					▲	●	●
	6											▲					▲	●	●
聴覚または 平衡機能障害	2	●	●	●			●	▲	▲	▲	▲	▲	●		●	●	▲	●	●
	3	▲	▲	●			●		▲		▲	▲	●		●	●	▲	●	●
	4											▲					▲	●	●
	5											▲	▲		▲		▲		●
	6											▲					▲	●	●
音声機能 障害	3	▲	▲	●			●		▲		▲	▲	●		●	●	▲	▲	●
	4			▲								▲	●		●		▲		●
肢体不自由	1	●	●	●			●	●	▲	▲	▲	▲	●		●	●	▲	●	●
	2	●	●	●			●	▲	▲	▲	▲	▲	●		●	●	▲	●	●
	3	▲	▲	●			●		▲		▲	▲	▲		▲	●	▲	●	●
	4			▲			▲					▲	▲		▲		▲	●	●
	5											▲					▲	●	●
	6											▲					▲	●	●
内部障害	1	●	●	●			▲	●	▲	▲	▲	▲	▲		▲	●	▲	▲	●
	2	●	●	●						▲	▲	▲	▲		▲	●	▲		●
	3	●	●	●			▲		▲		▲	▲	▲		▲	●	▲	▲	●
	4											▲					▲	▲	●
療育手帳	A	●	●	●			●	▲	▲	▲	▲	▲	●		●	●	▲		●
	B1	▲	▲				▲		▲		▲	▲	▲		▲	●	▲		▲
	B2						▲		▲			▲	▲		▲	●	▲		▲
精神障害	1	●	●	●			▲	▲	▲		▲	▲	▲		▲	▲	▲		▲
	2			●			▲	▲	▲		▲	▲	▲		▲	▲	▲		
	3											▲				▲	▲		
難病				▲	▲		▲	▲	▲							▲		▲	●
所得制限の有無	有	有		有			有	有	有	有		有	*		*			有	有
対象年齢	*	*	*		*		*	*	*	*	*		*		*	*			
備考	74歳以下	医療被保険者	65歳以上の後期高齢者	65歳以上で一定の障害があり申請し認定を受けた人	※一部自己負担あり	申請時18歳未満	20歳未満	20歳未満	20歳以上	申請時65歳未満	20歳以上	※診断書等必要。国民年金の障害等級1級は診断書省略可	詳細は各ページ参照	年金の認定基準は、障害者手帳の障害等級とは異なります。	加入時65歳未満	児・者の保護者		※一部自己負担あり	※一部自己負担あり
介護保険が優先する制度																		●	●

障害程度別施策一覧

対象年齢（児：18歳未満、者：18歳以上）●は対象 ▲は一部の人対象 ＊は備考参照

事業名 障害種別等		提供・貸与など		施設利用	日常生活の支援など							安 全					住 宅			税金
		補助犬の貸与	補助犬の健康管理費支給	施設利用サービス	ホームヘルパー派遣	ガイドヘルパー派遣	地域生活への移行に対する支援等	手話通訳者・要約筆記者の派遣	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	失語症者向け意思疎通支援者の派遣	重度身体障害者訪問入浴サービス	安心カード・安心シート	ケアラインー9	神戸市NEETー9番通報システム	聴覚障がい者等FAX119	おくる電（でん）	市営住宅	神戸市グループホーム利用者家賃負担軽減事業	住宅改修助成制度	税金の減額・免除
ページ		36	36	37~39	40	41	42	42	42	42	43	44	45	46	46	46	49	49	51	52~55
視 覚 障 害	1	●	▲	*	*		*		*			●	●			●	*		●	*
	2	●	▲	*	*		*		*			●	●			●	*		●	*
	3			*	*		*		*			●	●			●	*		●	*
	4			*	*		*		*			●	●			●	*		●	*
	5			*	*		*		*			●	●			●			●	*
	6			*	*		*		*			●	●			●			●	*
聴 覚 また は 平 衡 機 能 障 害	2	●	▲	*	*		*	●	*			●		●	●		*		●	*
	3			*	*		*	●	*			●		●	●		*		●	*
	4			*	*		*	●	*			●		●	●		*		●	*
	5			*	*		*		*			●		●	●				●	*
	6			*	*		*	●	*			●		●	●				●	*
音 声 機 能 障 害	3			*	*		*			*		●		●	●		*		●	*
	4			*	*		*			*		●		●	●		*		●	*
肢 体 不 自 由	1	●	▲	*	*	*	*					●	●			●	*		●	*
	2	●	▲	*	*	*	*					●	●			●	*		●	*
	3			*	*		*					●	●			●	*		●	*
	4			*	*		*					●	●			●	*		●	*
	5			*	*		*					●	●			●			●	*
	6			*	*		*					●	●			●			●	*
内 部 障 害	1			*	*		*					●	●			●	*		●	*
	2			*	*		*					●	●			●	*		●	*
	3			*	*		*					●	●			●	*		●	*
	4			*	*		*					●	●			●	*		●	*
療 育 手 帳	A			*	*	*	*					●	●			●	*			*
	B1			*	*	*	*					●	●			●	*			*
	B2			*	*	*	*					●	●			●				*
精 神 障 害	1			*	*	*	*					●	●			●	*			*
	2			*	*	*	*					●	●			●	*			*
	3			*	*	*	*					●	●			●				*
難 病			*	*	*	*	*					●	●			●	*			*
所得制限の有無		有	*	*	*												有	有	有	*
対象年齢	者	者	*	*	*						者									*
備 考			個別要件有 （該当ページ参照）	個別要件有 （該当ページ参照）	個別要件有 （該当ページ参照）	個別要件有 （該当ページ参照）	個別要件有 （該当ページ参照）	「視覚障害」「聴覚障害」の両方の記載があること	一部自己負担あり	個別要件有 （該当ページ参照）	※個別要件有 （該当ページ参照）						該当ページ参照	※グループホーム利用者	該当ページ参照	
介護保険が優先する制度			●	●	●						●									

(障害程度以外に所得や年齢の要件、他の施策との調整などの要件がある場合があります。各窓口にお問い合わせください。)

[illegible]